

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年3月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400570号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2400016号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成14年8月1日から平成16年9月27日まで
② 平成16年9月27日から平成17年1月1日まで
③ 平成17年1月1日から同年7月5日まで

請求期間①のうちの3か月間については、時期は不明だが、A社からE社に派遣され継続して勤務していた。請求期間②については、B社からF社に派遣され継続して勤務していた。請求期間③については、C社からG社(現在は、H社)に派遣され継続して勤務していた。それぞれの派遣元から給与が支払われ、当該給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間①から③までに係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、請求期間①のうちの3か月間については、A社から派遣されたE社でシステム開発の業務を行い、同社に継続して勤務していた旨主張している。

しかしながら、請求者の請求期間①に係るA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、派遣先事業所であったとするE社は、請求期間①に請求者が派遣労働者として継続して勤務した期間があったかどうかは不明と回答している。

また、A社は、請求期間①当時の資料の保管がなく、請求者の派遣労働者としての登録及び厚生年金保険の取扱い等については不明である旨回答している上、請求者は、請求期間①当時の派遣元及び派遣先事業所の担当者並びに同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者に照会す

ることができないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が加入するI健康保険組合は、請求者の同組合への加入記録は、保存期限経過のため確認できない旨回答している上、オンライン記録により、請求期間①は、国民年金の被保険者期間であり、当該期間のうち、平成15年10月から平成16年6月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる。

加えて、請求者は給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 2 請求期間②について、請求者は、B社から派遣されたF社でシステムエンジニアとしてシステム構築の業務を行い、同社に継続して勤務していた旨主張している。

しかしながら、請求者の請求期間②に係るB社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社から提出された請求者に係る「業務委託請書」及び「注文書（役務提供委託）」により、平成16年9月27日から同年12月31日までの契約期間に、F社において、業務委託契約に基づく業務を行っていたことが確認できるものの、同社は、請求者について、当該業務は業務委託契約に基づくため社会保険加入対象外であり、請求期間②の請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の届出並びに厚生年金保険料の控除及び納付は行っていない旨回答している。

また、B社が加入するJ健康保険組合は、請求者に係る同組合の加入記録はない旨回答している上、同社に係るオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）の請求期間②において被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

さらに、派遣先事業所であったとするF社は、請求期間②に請求者が派遣労働者として継続して勤務した期間があったかどうかは不明と回答している。

加えて、オンライン記録により、請求期間②は、国民年金の被保険者期間であり、当該期間は、国民年金保険料の半額申請免除に係る未納期間であることが確認できる上、請求者は給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 3 請求期間③について、請求者は、C社から派遣されたG社のコールセンターでオペレーターの教育及び指導の業務を行い、同社に継続して勤務していた旨主張しているところ、D社は、請求者は、平成17年1月24日から同年7月4日までの契約期間にG社に継続して勤務していた旨回答している上、H社は、平成17年2月3日から同年6月30日までの期間、請求者は、G社に派遣労働者として継続して勤務していた旨回答していることから、請求者は、請求期間③の一部期間について、同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者の請求期間③に係るC社における雇用保険の加入記録は確認できない上、D社は、請求者のG社における勤務は、派遣契約ではなく請負契約によるものであると回答しており、同社の担当者は、請求期間③当時、請負契約者について、社会保険に加入させていたかどうかは不明である旨陳述している。

また、D社が加入するK健康保険組合は、請求者に係る同組合の加入記録はない旨回答して

いる上、C社に係るオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）の請求期間③において被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

さらに、オンライン記録により、請求期間③は、国民年金の被保険者期間であり、当該期間のうち、平成 17 年 1 月から同年 3 月までの期間は国民年金保険料の半額申請免除に係る未納期間、平成 17 年 4 月から同年 6 月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できる。

加えて、請求者は給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 4 このほか、請求者の請求期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。